

使用労働者 五二名（内女二十四名）

六 労働者側

爭議参加者 四名（説明者ノ三）

全上中組合加入者前記組合ニ全員加入

六 爭議發生ノ時 四月八日

八 爭議發生ノ原因

松竹興行株式会社トバラマント株式会社、連鎖會社ナルS
P會社ニ於テハトーキョー映画ノ發達ノ爲説明者ニ必要ニナリ
タルヲ以テ本月八日午前十時電氣館説明者石野馬城外三名全
日午前十一時大勝館説明者須田貞明外五名ニ對シ支リ、支配
人ヨリ事情ヲ説明シ本月分、給料、外來月一ヶ月分ヲ手當ト
シテ支給シ解雇スル旨申渡シタルニ因ル
九 要求事項並ニ交渉状況

一 職首サレタル十名、者ハ直チニ大勝館説明者休憩室ニ集合

シ組合本部員、忘後、下ニ職首絶對反對ヲ決議シ代表ニ名
函館主ヲ訪問シ爭議ニハル旨通シ、次ヲ八日午后二時頃代
表數名SP本社ヲ訪問シ小笠原事務ト會見、上再考方ヲ極
力囁願シタルニ拒絶セララル

一〇 九日午后三時後業員代表須田貞明外三名、組合本部員内田
定五郎外二名麴所正有樂所正邦樂座ヲ訪問シ小笠原事務
ト會見、上別記要求書ヲ提出シ回答ヲ求メタルニ、小笠原
ハ明後十一日午後會見回答ヲ爲スヘシ、時間ハ大勝館中川
支配人迄通知シ置クベシト答ヘ別レタリ

一〇 交渉経過

一〇 労働者側

小爭議團ハ大勝館業員裏説明者休憩所ヲ本部トシテ組合本
部及後記左掲各組合、指導、下ニ左記、通爭議團ヲ編成

セリ